

犬・猫の譲渡実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護管理法」という。)及び、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置」に基づき、県内各保健所等において行う、犬及び猫の譲渡に関する事項を定め、県民に動物を愛護する気風を育てるとともに、犬・猫の適正飼養について促進を図り、動物愛護の意識の高揚と模範的飼養者の育成に寄与することを目的とする。

(譲渡対象動物)

第2条 動物愛護センター(以下、「センター」という。)所長及び保健所長(以下、「県等」という。)は、この要領により、以下の譲渡対象動物を譲渡対象者に譲渡することができる。

- (1) 狂犬病予防法第6条第1項の規定により抑留した犬のうち、同条第8項に定める期間かつ同条第9項に定める期間が経過したもの。
- (2) 動物愛護管理法第35条第1項、同条第3項又は第36条第2項の規定により引き取った犬及び猫とする。

(譲渡対象動物の候補の選定)

第3条 譲渡対象動物は、鹿児島市を除く県内保健所で保護された犬及び猫のうちから、以下の方法により選定を行うものとする。

- (1) 保健所は、一次的な譲渡候補の選定を行い、譲渡適性があると見込まれる犬及び猫をセンターに搬送する。
- (2) センターは、保健所から送られた犬及び猫について健康診査を含めた二次的な選定を行う。

(譲渡対象者)

第4条 譲渡対象者は、次のとおりの区分とする。

- (1) 自ら飼養することを目的に譲渡を希望する個人のうち、別表1に示す基準に適合する者(以下、「個人飼養者」という。)
- (2) 新たな終生飼養者を探すことを目的として活動する、個人又は団体(以下、「団体等」という。)のうち、別表2に示す基準に適合し、県等が作成する譲渡推進団体等名簿(様式1)に登録された団体等(以下、「譲渡推進団体等」という。)

(団体等の登録)

第5条 団体等の登録の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 登録を受けようとする団体等は、譲渡推進団体等登録申請書、誓約書及び活動計画書(様式2-1~3)を県等に提出するものとする。
- (2) 県等は、登録を受けようとする団体等について、別表2に示す基準への適合状況を確認し、前号の提出書類等を生活衛生課に送付する。
- (3) 生活衛生課は、審査の結果、基準に適合すると認められる場合は、譲渡推進団体等名簿に登録し、速やかに申請者に通知する。

(譲渡前講習会)

第6条 譲渡前講習会(以下、「講習会」という。)は、次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 講習会は、センター及び各保健所ごとに実施する。
- (2) 担当職員は、講習会受講者に譲渡前講習会受講済証（様式3）を交付する。
- (3) 譲渡前講習会受講済証の有効期間は、講習会受講の日から3年間とする。
- (4) 講習の受講のみを希望する者も受講できるものとする。
- (5) ミルクボランティア登録講習会を受講し、鹿児島県のミルクボランティアとして登録されている者は、譲渡前講習会を受講したものとみなす。

（譲渡の申込み）

第7条 譲渡申し込みについては、次の各号により実施するものとする。

- (1) 個人飼養者は、譲渡申請書（センターは様式4、保健所は様式5）及び有効期間内の譲渡前講習会受講済証（様式3）を県等に提出しなければならない。ただし、鹿児島県のミルクボランティアとして登録されている者は、譲渡前講習会受講済証の提出は不要とする。
- (2) 譲渡推進団体等は、譲渡申請書（様式6-1）を県等に提出しなければならない。あわせて、譲渡推進団体等の代表者又は責任者が取得した譲渡前講習会受講済証（様式3）を提示しなければならない。

（譲渡会の実施）

第8条 譲渡会は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 譲渡場所は、原則としてセンターとする。
- (2) 譲渡会は、原則として休館日を除く毎週日曜日に開催する。
- (3) 譲渡会当日、対象動物が健康状態等により譲渡に適さないと判断した場合は、出展あるいは譲渡会を中止することができる。
- (4) 第7条第1号の規定により申し込みを行い譲渡を受ける場合、譲渡頭数は、譲渡対象者1名に対し原則1頭とする。

（譲渡会以外での譲渡）

第9条 次の各号に該当する場合は、譲渡会実施の有無に関わらず、動物愛護管理員が臨時講習会を行ったうえで譲渡（以下「臨時譲渡」）することができるものとする。

- (1) 動物愛護管理法第35条第3項の規定により、拾得者から引取りを求められ、引取った後に、拾得者が譲受を申し出た場合。
- (2) 保護現場を偶然目撃し、譲受を申し出た場合において、その動機が動物愛護思想に基づくものと考えられる場合。
- (3) その他 生活衛生課と協議し、動物愛護の普及に資すると判断されるもの。

（譲渡後の状況調査）

第10条 県等は、第7条及び第9条の規定により申し込みを行い、犬・猫の譲渡を受けた者に対しては、必要に応じて、譲渡後の動物の飼養管理状況等に関し調査、指導を行うとともに、しつけ方教室等を受講させることにより、適正飼養の徹底を図る。

（譲渡推進団体等の遵守事項）

第11条 譲渡推進団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最終飼養者への譲渡後、速やかに譲渡完了報告書（様式6-2）を県等に提出しなければならない。
- (2) 県等から譲渡を受けた動物について台帳等により個体記録管理を行うとともに、県等から個体記録の提示を求められた場合は、速やかに応じること。

- (3) 動物取扱業者への譲渡等，不適切な再譲渡は行わないこと。
- (4) 新たな飼い主に対しては，県等が実施する講習会の趣旨に沿って，適正飼養や終生飼養，関係法令の遵守についての十分な説明等を行うこと。

(譲渡推進団体等の調査)

第12条 県等は，第4条第2号で規定する譲渡推進団体等に対し，必要に応じて，飼養管理状況等の確認を行う。

(譲渡推進団体等の登録事項の変更等)

第13条 譲渡推進団体等は，次に掲げる事項に該当する場合には，速やかに生活衛生課に届け出なければならない。

- (1) 申請内容に変更が生じたとき
- (2) 譲渡推進団体等としての活動を止めたとき

(譲渡推進団体等の登録の取消)

第14条 生活衛生課は，譲渡推進団体等が次に掲げる事項に該当する場合には，登録を取り消すことができる。その際，必要に応じて，不適理由を明示することとする。

- (1) 別表第2の基準に適合しなくなった場合
- (2) 第11条に定める事項を遵守できていない場合
- (3) 連絡が不通になるなど譲渡推進団体等の活動状況等が確認できなくなった場合

(譲渡推進団体等名簿からの抹消)

第15条 生活衛生課は，第13条第2号の規定による届出があったとき，又は前条の規定により登録を取り消したときは，譲渡推進団体等名簿から抹消する。

別表1 個人飼養者の基準

- 1 譲渡される動物を適正に終生にわたり飼養できること。
- 2 65歳以上の方のみの世帯の方や一人暮らしの方は、万一の際に譲渡動物を終生飼養できる方の同意を得ていること。
- 3 餌代・治療費などの費用負担ができること
- 4 借家、アパート、マンションに居住している方の場合、家主等の同意を得ていること
- 5 譲渡を希望する犬猫を含め、飼養頭数が適切に管理できる範囲内であること
- 6 猫については、屋内で飼養できること
- 7 マイクロチップや迷子札などの所有者明示ができること
- 8 動物の飼養に関する法令等を遵守できること。
- 9 不妊去勢、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
- 10 過去に保健所に犬猫の引取を依頼したことがないこと。
- 11 原則として、県内に在住する成人であること。
- 12 飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- 13 譲渡申請書の内容を理解し、遵守できること。
- 14 上記のほか、県等が必要と認める要件を満たしていること。

別表2 譲渡推進団体等の基準

- 1 鹿児島県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- 2 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行うこと。
- 3 活動実績及び活動趣意が県等が実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
- 4 団体等の所在地が県内の場合、譲渡事業全ての任に当たる成人の代表者がいること。
- 5 団体等の所在地が県外の場合、県内在住の成人会員から鹿児島県の実施する譲渡事業全ての任に当たる成人の責任者を選定し、連絡窓口となる活動拠点をつくること。
- 6 代表者又は責任者は、県等の実施する講習会を受講していること。
- 7 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
- 8 譲渡動物の譲渡先として団体等の名称及び活動拠点の市町村を県等や生活衛生課が公表することに同意できること。
- 9 これまでに周辺地域から動物の飼育に起因した苦情が発生していない、または、すでに対策済みであり、現時点では解決していること。
- 10 譲渡を受ける犬猫を含め、飼養する犬猫が10頭以上となる場合は、第二種動物取扱業の届出をしているなど、動物の飼養に関する法令等を遵守していること。
- 11 多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせないため、飼養頭数が適切に管理できる範囲内であること
- 12 上記のほか、県等が必要と認める要件を満たしていること。

(様式2-1)

年 月 日

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課長 殿

住 所

団体等の名称

代表者名

電話番号 ()

譲渡推進団体等登録申請書

私は、鹿児島県の実施する犬・猫の譲渡事業について、犬・猫の譲渡実施要領第4条に規定する譲渡推進団体等として登録を申請します。

なお、申請にあたっては、下記に示す書類を添付いたします。

記

- 1 誓約書
- 2 活動計画書（趣意書）
 - ① 活動実績
 - ② 活動計画
 - ③ 新しい飼い主に対する譲渡方法
 - ④ 活動メンバー

(様式2-2)

年 月 日

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課長 殿

住 所

団体等の名称

代表者名

電話番号 ()

誓 約 書

鹿児島県の実施する犬・猫の譲渡事業に対し協力し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 鹿児島県犬・猫の譲渡実施要領（以下、「要領」という。）に定める団体等の基準に合致しています。
- 2 要領第11条に規定する事項について、遵守いたします。
- 3 再譲渡にあたっては、最終飼育者に対し、以下の点について確認を行い、遵守を指導します。
 - (1) 譲渡された動物については、飼い主としての責任をもって終生飼養し、明確な所有者明示を行います。なお、病気や高齢等のやむを得ない理由により適正な飼養が困難となった場合は、代理人等により飼養を継続します。
 - (2) 犬については、狂犬病予防法に従い市町村に登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬は常時けい留して（つないで）飼養します。
 - (3) 関係法令（「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する条例」等）を遵守します。
 - (4) 犬、猫の習性について学習し、適切なしつけを実施します。
 - (5) 周囲の迷惑にならないよう飼養することに努め、猫については屋内で飼養します。
 - (6) 望まれない命が産まれることを防ぎ、不妊・去勢手術または、これに代わる確実な繁殖制限措置を実施します。
 - (7) 譲渡後は速やかに動物病院を受診し、飼養動物の健康管理を適切に実施します。
- 4 譲渡動物の譲渡先として団体等の名称及び活動拠点の市町村を県等や生活衛生課が公表することに同意します。

(様式2-3)

年 月 日

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課長 殿

住 所

団体等の名称

代表者名

電話番号 ()

活 動 計 画 書 (趣 意 書)

項 目	内 容
1 活動実績	
2 活動計画 (趣意書)	
3 新しい飼い主に対する譲渡の方法 (講習を含む)	
4 活動メンバー(名前,住所,連絡先) <u>※県外の団体の場合は、県内の責任者に下線をつけること</u>	

譲渡前講習会受講済証

受講者 氏 名
住 所
生 年 月 日 年 月 日生
電 話 番 号 () -

犬・猫の譲渡実施要領第6条に規定する譲渡前講習会を受講したことを証する。
但し有効期限は 年 月 日 から 年 月 日 までとする。

年 月 日

動物愛護センター
(保健所)
担当職員氏名

譲渡についての注意とお知らせ

- 1 譲渡会は、原則として週1回、鹿児島県動物愛護センターで実施しています。譲渡を希望される方は、鹿児島県動物愛護ホームページで譲渡対象動物について確認するか、譲渡会の前日までに動物愛護センターに電話で譲渡対象動物の有無についてご確認ください。

鹿児島県動物愛護ホームページ : <http://dogcat.pref.kagoshima.jp>

鹿児島県動物愛護センター : 霧島市隼人町小田1493-1 電話 0995-44-6301

- 2 各動物管理所ごとに臨時譲渡を実施している場合があります。譲渡をご希望の方は、鹿児島県動物愛護ホームページで対象動物の有無を確認するか、各動物管理所へ電話でご確認下さい。

加世田動物管理所 電話 0993-53-4125

川薩動物管理所 電話 0996-53-3174

始良動物管理所 電話 0995-48-2112

別表1 個人飼養者の基準

- 1 譲渡される動物を適正に終生にわたり飼養できること。
- 2 65歳以上の方のみの世帯の方や一人暮らしの方は、万一の際に譲渡動物を終生飼養できる方の同意を得ていること。
- 3 餌代・治療費などの費用負担ができること
- 4 借家、アパート、マンションに居住している方の場合、家主等の同意を得ていること
- 5 譲渡を希望する犬猫を含め、飼養頭数が適切に管理できる範囲内であること
- 6 猫については、屋内で飼養できること
- 7 マイクロチップや迷子札などの所有者明示ができること
- 8 動物の飼養に関する法令等を遵守できること。
- 9 不妊去勢、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
- 10 過去に保健所に犬猫の引取を依頼したことがないこと。
- 11 原則として、県内に在住する成人であること。
- 12 飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- 13 譲渡申請書の内容を理解し、遵守できること。
- 14 上記のほか、県等が必要と認める要件を満たしていること。

別表2 譲渡推進団体等の基準

- 1 鹿児島県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- 2 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行うこと。
- 3 活動実績及び活動趣意が県等が実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
- 4 団体等の所在地が県内の場合は、譲渡事業全ての任に当たる成人の代表者がいること。
- 5 団体等の所在地が県外の場合は、県内在住の成人会員から鹿児島県の実施する譲渡事業全ての任に当たる成人の責任者を選定し、連絡窓口となる活動拠点をつくること。
- 6 代表者又は責任者は、県等の実施する講習会を受講していること。
- 7 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
- 8 譲渡動物の譲渡先として団体等の名称及び活動拠点の市町村を県等や生活衛生課が公表することに同意できること。
- 9 これまでに周辺地域から動物の飼育に起因した苦情が発生していない、または、すでに対策済みであり、現時点では解決していること。
- 10 譲渡を受ける犬猫を含め、飼養する犬猫が10頭以上となる場合は、第二種動物取扱業の届出をしているなど、動物の飼養に関する法令等を遵守していること。
- 11 多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせないため、飼養頭数が適切に管理できる範囲内であること
- 12 上記のほか、県等が必要と認める要件を満たしていること。

(様式4)

年 月 日

鹿児島県動物愛護センター所長 殿

住 所

氏 名

電話番号 ()

譲 渡 申 請 書

私は、次の犬又は猫の譲渡を希望するにあたり、譲渡手数料を添えて申請します。
なお、譲渡を受けるにあたっては下記事項について誓約します。

譲渡を受けようとする犬又は猫

番 号	種 類	性 別	特 徴
	犬 猫	♂ ♀	

記

- 1 譲渡された動物については、飼い主としての責任をもって終生飼養し、明確な所有者明示を行います。なお、病気や高齢等のやむを得ない理由により適正な飼養が困難となった場合は、代理人等により飼養を継続します。
- 2 犬については、狂犬病予防法に従い市町村に登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬は常時けい留して（つないで）飼養します。
- 3 関係法令（「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する条例」等）を遵守します。
- 4 犬、猫の習性について学習し、適切なしつけを実施します。
- 5 周囲の迷惑にならないよう飼養することに努め、猫については屋内で飼養します。
- 6 望まれない命が産まれることを防ぎ、不妊・去勢手術または、これに代わる確実な繁殖制限措置を実施します。
- 7 譲渡後は速やかに動物病院を受診し、飼養動物の健康管理を適切に実施します。
- 8 譲渡後、譲渡動物についての責任の一切は申請者に帰属するものとします。（動物愛護センターでは一定の健康管理を実施していますが、譲渡後の体調変化等については責任を負えません。また、譲渡対象の犬・猫には迷子となり保護されたものが含まれますが、譲渡後に元の飼い主が現れた場合も当事者間で協議してください。）

出納番号	確認者印

(様式5)

年 月 日

鹿児島県 保健所長 殿

住 所

氏 名

電話番号 ()

譲 渡 申 請 書

私は、次の犬又は猫の譲渡を希望するにあたり、以下のとおり申請します。
なお、譲渡を受けるにあたっては下記事項について誓約します。

譲渡を受けようとする犬又は猫

番 号	種 類	性 別	特 徴
	犬 猫	♂ ♀	

記

- 1 譲渡された動物については、飼い主としての責任をもって終生飼養し、明確な所有者明示を行います。なお、病気や高齢等のやむを得ない理由により適正な飼養が困難となった場合は、代理人等により飼養を継続します。
- 2 犬については、狂犬病予防法に従い市町村に登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬は常時けい留して（つないで）飼養します。
- 3 関係法令（「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する条例」等）を遵守します。
- 4 犬、猫の習性について学習し、適切なしつけを実施します。
- 5 周囲の迷惑にならないよう飼養することに努め、猫については屋内で飼養します。
- 6 望まれない命が産まれることを防ぎ、不妊・去勢手術または、これに代わる確実な繁殖制限措置を実施します。
- 7 譲渡後は速やかに動物病院を受診し、飼養動物の健康管理を適切に実施します。
- 8 譲渡後、譲渡動物についての責任の一切は飼養者に帰属するものとします。

確認者印

確認者印

(様式6-1)

年 月 日

鹿児島県動物愛護センター所長
鹿児島県 保健所長 殿

住 所

団体等の名称

氏 名

電話番号 ()

譲 渡 申 請 書 (譲渡推進団体等用)

私は、次の犬又は猫の譲渡を希望するにあたり、以下のとおり申請します。
なお、譲渡を受けるにあたっては下記事項について誓約します。

譲渡を受けようとする犬又は猫

番 号	種 類	性 別	特 徴
	犬 猫	♂ ♀	

記

- 1 譲渡された動物については、責任を持って最終飼育者へ譲渡します。
- 2 最終飼育者への譲渡が成立したら速やかに、譲渡完了報告書(様式6-2)を県等へ報告いたします。

鹿児島県動物愛護センター所長
鹿児島県 保健所長 殿

(譲渡推進団体等)
名 称

譲 渡 完 了 報 告 書 (譲渡推進団体等用)

私は、次の犬又は猫を最終飼育者に譲渡するにあたり、以下のとおり報告します。
なお、譲渡の際に、下記事項の誓約について確認したことをあわせて報告します。

1 被譲渡者

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	()
譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 譲渡を受けた犬又は猫

番 号	種 類	性 別	特 徴
	犬 猫	♂ ♀	

記

- 1 譲渡された動物については、飼い主としての責任をもって終生飼養し、明確な所有者明示を行います。なお、病気や高齢等のやむを得ない理由により適正な飼養が困難となった場合は、代理人等により飼養を継続します。
- 2 犬については、狂犬病予防法に従い市町村に登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬は常時けい留して（つないで）飼養します。
- 3 関係法令（「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する条例」等）を遵守します。
- 4 犬、猫の習性について学習し、適切なしつけを実施します。
- 5 周囲の迷惑にならないよう飼養することに努め、猫については屋内で飼養します。
- 6 望まれない命が産まれることを防ぎ、不妊・去勢手術または、これに代わる確実な繁殖制限措置を実施します。
- 7 譲渡後は速やかに動物病院を受診し、飼養動物の健康管理を適切に実施します。
- 8 譲渡後、譲渡動物についての責任の一切は飼養者に帰属するものとします。